

【令和2年2月時点】

事業名称：介護予防「あ・し・た」プロジェクト
事業概要：介護予防による介護給付費の適正化を目指し、「あるく」（運動）、「しゃべる」（社会参加）、「たべる」（食生活・口腔機能）というフレイル ¹ 予防に有効な要素を取り入れた介護予防プログラムを実施。

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

地方公共団体	大阪府堺市	
社会的課題及びその背景	堺市では、介護給付費が増加し続けていることに加え、要介護（要支援）認定率 ² が国や大阪府の平均値よりも高く、特に軽度者の割合が高いことから、効果的な介護予防施策を行い、要介護（要支援）認定率を低下させることが課題となっている。	
目指す成果	要介護状態ではない高齢者の介護予防・自立支援を行うことにより、高齢者の生活の質を向上させる。また、介護給付費の適正化を図る。	
サービス対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者のうち、主に要介護認定を受けていない人（普段介護予防の取組を行っていない、または介護予防の取組に無関心な人が望ましい）	
事業関係者	委託者	堺市 健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課
	受託者	阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループ（阪急阪神ホールディングス株式会社、株式会社ライフデザイン阪急阪神によるコンソーシアム）
	サービス提供者	阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループ（同上）
	資金提供者	なし
	第三者評価機関	一般社団法人日本老年学的評価研究機構
	中間支援組織	なし
サービス内容	サービス対象者に対し、「あるく」（運動）、「しゃべる」（社会参加）、「たべる」（食生活・口腔機能）というフレイル予防に有効な要素を取り入れたプログラムを提供する。参加者を拡大するための「きっかけづくりのプログラム」、多様な興味関心に対応し、地域課題も踏まえた本格的な「学びのプログラム」、活動を披露する機会となる「活躍の場プログラム」を組み合わせ、日	

¹ 加齢に伴う心身の活力（身体的機能や認知機能など）の低下が見られる、「健康」と「要支援・要介護」の中間的な状態のこと。

² 第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合。

【令和2年2月時点】

		<p>常生活の中で継続して介護予防につながる行動を促し、プログラム終了後も、参加者が地域で活躍し続けることを目指す。</p> <p>上記取組みについて、スマートフォンアプリを活用した日常活動のモニタリングを行い、参加者に効果を実感させることで継続的な活動を支援する。</p> <p>【各プログラムの主な実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気づきの場プログラム：健康イベント、健康計測、学びの場体験、ウォーキングイベントと健康体操等 ・学びの場プログラム：本気のパン教室、本気の木工教室、歌劇体験ワークショップ、防災教育インストラクター、シニアヨガ、チアリーダー等 ・活躍の場プログラム：カフェ開催、ステージ披露等
成果指標		<ul style="list-style-type: none"> ・事業参加者総数 ・継続参加人数 ・要介護状態進行遅延人数
事業期間		<p>令和元年12月～令和4年3月（3年間）</p> <p>【内訳】</p> <p>サービス提供期間：令和元年12月～令和3年11月</p> <p>評価時期：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価：令和2年11月 ・最終評価：令和3年11月 <p>支払時期：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低支払：令和2年4月 ・成果連動支払：令和3年3月（中間評価に基づき支払） 令和4年3月（最終成果に基づき支払）
契約金額	総額	44,297千円 (この他に、第三者評価機関への委託料10,000千円)
	最低支払額	17,718千円
	成果連動支払額	26,579千円（上限） 【内訳】 ・事業参加者総数：13,289千円 ・継続参加人数：6,645千円 ・要介護状態進行遅延人数：6,645千円
財政効果	費目	介護給付費

【令和2年2月時点】

の試算	金額	118,840 千円/年
国の補助の活用の有無		厚生労働省介護予防・日常生活支援総合事業（最低支払、成果連動支払に充当）
債務負担行為の有無		あり（3年間）
事業者選定方法		公募型プロポーザル方式にて受託者を選定。

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

堺市では、平成30年度予算編成において、総務省からの出向者であった当時の財政局長の発案により、庁内で社会保障費の削減に向けたSIB事業の実施を検討することとなった。SIBの手法を用いた施策の検討を企画部が行っており、平成30年度は事業化に向けた調査費として企画部に約4,000千円の予算を計上し、SIB事業の支援実績がある金融機関から講師を招いて職員向けのSIB勉強会の開催等を行った。この勉強会には各部署の担当職員が出席し、庁内でSIBを導入する機運が高まった。参加部局の1つに、介護給付費の増加や国や大阪府と比較して要介護（要支援）認定率が高いことが課題となっている、地域包括ケア推進課があり、介護予防における社会的課題の解決方法としてSIBの手法を活用する事業委託が適していると判断した。

令和元年度からの事業化に向けて、NPO法人の活動促進や保育士の雇用増加等、様々な分野でSIBの導入を検討した結果、地域包括ケア推進課が新規事業として考えていた介護予防「あ・し・た」プロジェクトでSIBの導入を検討するに至った。

同プロジェクトの事業化に向けた検討においては、SIB勉強会を開催した金融機関から、社会的投資推進財団（現：一般財団法人社会変革推進財団）のSIB担当者の紹介を受け、複数回の助言を得た。また、成果指標や評価方法の設定にあたっては、社会的投資推進財団から紹介を受けた日本老年学的評価研究機構の有識者の助言を得た。令和元年度予算要求においては、妥当性やメリットについての質問が財政部局より出されたが、外部の専門家・有識者を交えた検討を行っていること、介護保険特別会計³により行う事業であり、堺市の一般財源負担は事業費の12.5%であること等を説明することで、庁内の合意形成に至った。

令和元年度は、事業者の公募を行うにあたり、民間企業へのサウンディング調査を経て、仕様書等の作成を行った。これらの検討は全て担当課職員が実施しており、案件形成にあたり外部のコンサルタント等への委託は行っていない。令和元年8月から開始した公募には7つの事業者及びコンソーシアムから応募があり、有識者等による審査の結果、阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループを選定した。なお、公募型プロポーザル方式にて提案を評価するために堺市が提示した提案書記載事項は以下のとおりである。

³ 介護保険事業のために設ける特別会計

図表 1 提案記載事項

評価項目	評価の視点
現状把握と事業目的及び取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築及び高齢者の自立支援に向けた国及び本市の課題を理解したうえで、事業目的及び取組の方向性を記載すること。（なお、フレイル予防及びフレイル予防活動を継続するための考え方についても記載すること。）
業務の遂行について	<ul style="list-style-type: none"> 事業目的の達成に向け、これまでの経験や実績に基づいた独自の知見等をどのように提案に活かすかを記載すること 事業目的の達成に向け、事業期間全体を見据えた効率的かつ適切な実施計画等の事業スケジュールについて記載すること
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 事業責任者、スタッフなどの人員体制 円滑な事務執行、進捗管理を適切に行うための実施体制とバックアップ体制 個人情報保護の考え方と管理体制
業務の概要	<p>仕様書に示す下記の業務について、実施方法などを含め具体的な内容とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業の広報 <ul style="list-style-type: none"> 介護予防プログラムへの参加者を確保するため、多くの高齢者が興味を持つような独自の知見を用いた効果的かつ効率的な周知方法や募集方法を提案すること。 ② 参加者募集、受付管理、基本情報の収集等 <ul style="list-style-type: none"> 参加者の募集・受付の管理や、参加者基本情報の収集、問合せ等に適切かつ効率的に対応可能な方法を提案すること。 ③ 業務実施報告書の作成 <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査の実施方法や回収方法は個人情報等を踏まえて適切に実施され、多くの回答が得られることを見込める手法を提案すること。 ④ 提供される介護予防プログラムの方向性及び実施の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の社会参加を基本として、本市が求めるフレイル予防の観点「あ・し・た」のそれぞれの取組が含まれ、参加者の介護予防についての理解を深めるものを提案すること。また、フレイル予防に効果的な実施回数、実施期間で提案し、継続性を高めるための適切な工夫も記載すること。 ⑤ 魅力的な介護予防プログラムの提案 <ul style="list-style-type: none"> 提案される介護予防について、高齢者の参加意欲を高めるような魅力的な提案をすること。また、そのための工夫も記載すること。 ⑥ 多彩な介護予防プログラムの提案 <ul style="list-style-type: none"> 提案される介護予防プログラムについて、高齢者が継続的に参加するとともに、他の社会参加の機会を促進するような多彩なプログラムが提案されているか。また、そのための工夫も記載すること。 ⑦ 介護予防プログラムをきっかけとした行動変容 <ul style="list-style-type: none"> 提案される介護予防プログラムをきっかけに、社会参加回数の増加など介護予防の取組みにつながる行動変容を促すものを提案すること。既存の社会資源を活用するなど、具体的かつ効果的な事業展開や工夫なども記載すること。 ⑧ 事業終了後の継続性、発展性について <ul style="list-style-type: none"> 委託期間終了後もフレイル予防の取組の普及に向けて、提案される介護予防プログラムが継続・発展し、ビジネスモデルとなるような仕組みや工夫を提案すること。

【令和2年2月時点】

評価項目	評価の視点
資金調達の方法	・ ソーシャルインパクトボンド等の活用など、提案事業者以外からの資金調達を行う場合は、そのスキームを記載すること。なお、提案事業者がそれぞれの自社内で資金調達を行う場合は、外部資金を活用した資金調達は行わない旨を明記すること

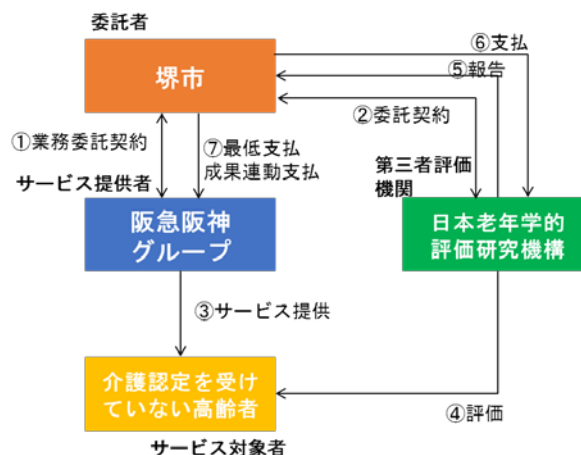
(出所) 堺市介護予防「あ・し・た」プロジェクト業務企画提案書作成要領

イ 体制の詳細

堺市とサービス提供者である阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループが契約を締結し、同グループが「あ・し・た」プロジェクトを実施している。この他に、堺市は、第三者評価機関である日本老年学的評価研究機構と契約を締結し、本事業の評価を委託している。

本事業の公募にあたっては、コンソーシアムの構成員に金融機関を含めること（民間事業者が資金調達を行うこと）を条件としておらず、金融機関からの資金調達の有無は事業者の提案に委ねていた。結果的に、選定された阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループを含むすべての応募者が自己資金で事業を実施することを提案していたため、本事業の実施体制の中に資金提供者は存在しない。

図表 2 事業体制



ウ 事業スケジュール

平成 29 年度から介護予防の新規事業の検討を行い、平成 30 年度は、主に対象事業を介護予防「あ・し・た」プロジェクトに決定した。その後、令和元年度の予算要求に向け社会的投資推進財団や老年学的評価研究機構の助力を得ながら、具体的な事業スキーム等の検討を行った。

本事業は令和元年8月から10月にかけて公募型プロポーザルにより事業者の選定を行い、同年12月からサービス提供を開始した。サービス提供は令和3年11月までであり、令和

【令和2年2月時点】

2年4月・令和2年12月・令和3年12月にそれぞれ初期報告・中間報告・最終報告を行い、それぞれ支払を行う予定である。

図表 3 事業スケジュール

		平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				
		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	
庁内検討																						
導入可能性調査																						
公募																						
契約締結																						
サービス提供																						
評価																						
支払	最低支払																					
	成果連動支払																					

エ 評価手法

① 成果指標の設定

本事業では介護予防に資する活動への参加による介護給付費の伸びの抑制を目標としており、これに関連する成果指標として、事業参加者総数、継続参加人数、要介護状態進行遅延人数の3つの指標を設定した。成果指標の設定にあたっては、科学的根拠に基づいたものとするべく、日本老年学的評価研究機構の有識者から助言を得た。

図表 4 成果指標

項目	内容
事業参加者総数	阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループが実施するイベント及び継続的介護予防プログラムへの概ね65歳以上の参加者の実人数をカウントする。分野の異なる複数のプログラムに同一人物が参加した場合は、それぞれでカウントする。
継続参加人数	継続的プログラム及びそれに関連するコミュニティ活動に月1回以上の頻度で半年以上継続して参加している人を継続参加者とし、その人数をカウントする。
要介護状態進行遅延人数	事業実施期間中の継続参加者のうち、要介護状態進行の遅延が推測された人数をカウントする。要介護状態の進行遅延が推測された者とは、サービス提供者が実施するアンケートにおいて、要支援・要介護リスク評価尺度 ⁴ が維持以上であり、社会参加の状況に該当する項目が増加または主観的健康感が増加している人とする。

⁴ 千葉大学・一般社団法人日本老年学的評価研究機構の研究グループが開発した、高齢者が約3年以内に要支援・要介護になるリスクを評価する尺度。「バスや電車を使って1人で外出できるか」「15分位続け

② 評価方法

上記のうち、事業参加者総数・継続参加人数については、阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループがプログラム開催時に参加受付表を作成し、根拠資料として堺市に提出する。参加受付表には、氏名・年齢・住所を参加者が自筆で記入することとし、電子媒体を用いて受付を行う場合は、氏名・年齢・住所の情報を提出するのみとする。人数のカウントは、令和2年3月31日時点、令和2年11月30日時点、令和3年11月30日時点の3回行う。

要介護状態進行の遅延が推測された人数については、阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループがプログラム参加者に対して実施するアンケートにより把握する。アンケートは全3回実施し、それぞれの実施時期・アンケート項目は以下のとおりである。

図表 5 アンケート実施時期・項目

回数	実施時期	アンケート項目
1	プログラム参加時点	社会参加の状況 主観的健康感 要支援・要介護リスク評価尺度
2	本事業の開始から1年後 (令和2年11月)	本事業及びコミュニティ活動への継続参加状況 社会参加の状況
3	本事業の開始から2年後 (令和3年11月)	主観的健康感 要支援・要介護リスク評価尺度

(出所) 堺市提供資料

なお、参加者へのアンケートの実施は阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループが行うが、その分析及び評価は、堺市が別途委託する第三者評価機関である日本老年学的評価研究機構が実施する。このため、アンケートの実施にかかる費用は阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループへの委託費に含まれるが、分析・評価費用は日本老年学的評価研究機構への委託費に含まれる。

オ 支払条件

阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループは、令和2年4月・令和2年12月・令和3年12月にそれぞれ初期報告書・中間報告書・最終報告書を堺市に提出

「歩いてるか」等の10の質問と性別・年齢により算出する。

【令和2年2月時点】

する。堺市はこれを検査し、3回に分けて阪急阪神ホールディングス・ライフデザイン阪急阪神事業グループに対し支払を行う。各回の支払条件は以下のとおりである。

図表 6 アンケート実施時期・項目

回数	検査対象	支払条件																								
1	初期報告書	最低支払額（全委託料の40%）を支払う。																								
2	中間報告書	事業参加者総数・継続参加人数の評価結果に応じて、全委託料の最大18%を支払う。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業参加者総数（人）</th> <th>～999</th> <th>1,000～1,299</th> <th>1,300～1,599</th> <th>1,600～1,799</th> <th>1,800～1,999</th> <th>2,000～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全委託料に対する支払率</td> <td>0%</td> <td>7%</td> <td>9%</td> <td>11%</td> <td>13%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	事業参加者総数（人）	～999	1,000～1,299	1,300～1,599	1,600～1,799	1,800～1,999	2,000～	全委託料に対する支払率	0%	7%	9%	11%	13%	15%										
		事業参加者総数（人）	～999	1,000～1,299	1,300～1,599	1,600～1,799	1,800～1,999	2,000～																		
		全委託料に対する支払率	0%	7%	9%	11%	13%	15%																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>継続参加人数（人）</th> <th>～99</th> <th>100～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全委託料に対する支払率</td> <td>0%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>	継続参加人数（人）	～99	100～	全委託料に対する支払率	0%	3%																				
継続参加人数（人）	～99	100～																								
全委託料に対する支払率	0%	3%																								
3	最終報告書	事業参加者総数・継続参加人数・要介護状態進行遅延人数の評価結果に応じて、全委託料の最大42%を支払う。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業参加者総数（人）</th> <th>～1,999</th> <th colspan="6">2,000～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間評価との差（人）</td> <td>—</td> <td>～999</td> <td>1,000～1,299</td> <td>1,300～1,599</td> <td>1,600～1,799</td> <td>1,800～1,999</td> <td>2,000～</td> </tr> <tr> <td>全委託料に対する支払率</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>7%</td> <td>9%</td> <td>11%</td> <td>13%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	事業参加者総数（人）	～1,999	2,000～						中間評価との差（人）	—	～999	1,000～1,299	1,300～1,599	1,600～1,799	1,800～1,999	2,000～	全委託料に対する支払率	0%	0%	7%	9%	11%	13%	15%
		事業参加者総数（人）	～1,999	2,000～																						
		中間評価との差（人）	—	～999	1,000～1,299	1,300～1,599	1,600～1,799	1,800～1,999	2,000～																	
		全委託料に対する支払率	0%	0%	7%	9%	11%	13%	15%																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>継続参加人数（人）</th> <th>～99</th> <th colspan="6">100～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間評価との差（人）</td> <td>—</td> <td>～99</td> <td>100～150</td> <td>151～249</td> <td>250～349</td> <td>350～399</td> <td>400～</td> </tr> <tr> <td>全委託料に対する支払率</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>5%</td> <td>7%</td> <td>9%</td> <td>11%</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>	継続参加人数（人）	～99	100～						中間評価との差（人）	—	～99	100～150	151～249	250～349	350～399	400～	全委託料に対する支払率	0%	0%	5%	7%	9%	11%	12%
		継続参加人数（人）	～99	100～																						
中間評価との差（人）	—	～99	100～150	151～249	250～349	350～399	400～																			
全委託料に対する支払率	0%	0%	5%	7%	9%	11%	12%																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護状態進行遅延人数（人）</th> <th>～99</th> <th>100～244</th> <th>250～399</th> <th>400～499</th> <th>500～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全委託料に対する支払率</td> <td>0%</td> <td>5%</td> <td>11%</td> <td>13%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	要介護状態進行遅延人数（人）	～99	100～244	250～399	400～499	500～	全委託料に対する支払率	0%	5%	11%	13%	15%														
要介護状態進行遅延人数（人）	～99	100～244	250～399	400～499	500～																					
全委託料に対する支払率	0%	5%	11%	13%	15%																					

図表 7 支払額内訳

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
成果連 動 支払額 ※上限	事業参加者総数	—	6,645千円	6,644千円	13,289千円
	継続参加人数	—	1,329千円	5,316千円	6,645千円
	要介護状態進行遅延人数	—	—	6,645千円	6,645千円
最低支払額		—	17,718千円	—	17,718千円
合計		—	25,692千円	18,605千円	44,297千円

カ 中間支援組織の役割

本事業では中間支援組織は設けておらず、事業化に向けた検討・公募資料の作成等は全て堺市が実施した。検討においては、社会的投資推進財団及び後に第三者評価機関として本事業の評価を委託する日本老年学的評価研究機構の協力・助言を得た。